岩手県水産環境整備マスタープラン作成業務委託　特記仕様書

１　適用範囲

本仕様書は、「岩手県水産環境整備マスタープラン作成業務委託」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものであり、この仕様書に記載のない事項は、「漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書」（令和２年４月水産庁漁港漁場整備部）、「設計業務等共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」（令和４年４月１日以降適用・岩手県県土整備部）によるものとする。

２　目的

本業務は、水産資源の回復・増大を図ることを目的に、近年の海洋環境の変化等を踏まえ、岩手県沿岸域における水産生物の動態や生活史に対応した広域的な漁場整備を推進するための基礎となる「水産環境整備マスタープラン」を作成するものである。

３　業務場所

岩手県沿岸12市町村

４　履行期間

本業務の委託期間は、令和５年３月20日までとする。

なお、委託期間には、作業日数、準備日数、後片づけ日数のほか、休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等）を含むものである。

５　業務概要

岩手県水産環境整備マスタープラン作成　　１式

６　業務内容

(1)　計画準備

業務を行うにあたり、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

(2)　概要整理

既存資料等をもとに、本県沿岸域の概要として、現況（海底地形、底質、海流、水温、波浪、漁業の状況）及び漁業における課題を整理する。

(3)　対象生物の選定等

(2)及び漁業者へのヒアリング等によるニーズ調査を実施し、今後、漁場を整備することで資源の回復・増大が期待される対象生物を選定するとともに、本県沿岸域における生活史を整理する。なお、本対象生物には次の魚種を想定しているが、この他の魚種についても１種以上選定すること。

【メバル類、カレイ類、ヒラメ、アイナメ、ヤリイカ】

(4)　有識者による検討会

(2)及び(3)に関しては、有識者を２名以上招聘した検討会を１回以上開催して意見を伺い、整備方針に反映させること。有識者は研究機関職員及び大学教授等を想定しているが、人選については、発注者が別途定める調査職員（以下、「調査職員」という。）と協議すること。

(5) 漁獲原単位調査

水産環境整備マスタープランに沿って地域の基本計画を作成する際に必要となる漁獲原単位の更新（または算定）を行う。なお、対象海域は４海域（洋野町～普代村、田野畑村～山田町、大槌町～釜石市、大船渡市～陸前高田市）を想定するが、対象海域も含めた調査方法の詳細については、調査職員と協議すること。

ア　漁獲統計に基づいて、対象海域の漁獲量を把握する。

イ　漁業者及び遊漁船業者等への聞き取り調査により、利用漁場における単位努力当たりの漁獲量（CPUE）及び魚礁利用割合を把握する。

ウ　対象海域における既存の魚礁の整備状況について把握する。

エ　上記をふまえ漁獲原単位の更新（または算定）を行う。

(6) 報告書とりまとめ

成果を報告書にとりまとめる。

(7) 照査

検討成果や成果品については十分な照査を実施する。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間、最終の計３回とする。

初回及び成果品納品時には原則として管理技術者が立ち会うこと。

７　報告書

(1) 報告書は、全体版のほか概要版を作成すること。

(2) 報告書は電子納品とし、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で２部提出すること。

(3) 電子媒体に併せ、印刷製本した報告書を１部提出すること。

８　管理技術者

管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を置くこととする。

(1) 技術士・総合技術監理部門（水産－水産土木）

(2) 技術士・水産部門（水産土木）

(3) ＲＣＣＭ（水産土木）で、水産庁が掲げている「水産環境整備マスタープラン」の策定に係る業務における管理技術者の実績を有する者

(4) 大学又は高等専門学校卒業後、水産土木業務の経験が20年以上で、水産庁が掲げている「水産環境整備マスタープラン」の策定に係る業務における管理技術者の実績を有する者

(5) 高等学校又は専修学校卒業後、水産土木業務の経験が25年以上で、水産庁が掲げている「水産環境整備マスタープラン」の策定に係る業務における管理技術者の実績を有する者

９　照査技術者

照査技術者を配置することとし、必要な資格は管理技術者と同様とする。

なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。

10　その他

本特記仕様書及び設計図書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員に報告し、対処方針については調査職員と協議の上、決定すること。